

令和2年第3回下仁田町議会臨時会会議録第1号（30日）						
招集年月日	令和2年11月30日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和2年11月30日午前10時00分			議 長	島 崎 紘 一
	閉 会	令和2年11月30日午前10時35分			議 長	島 崎 紘 一
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小井土光弘	○	7	佐藤博	○
	2	大手博幸	○	8	千野榮治	○
	3	佐々木信也	○	9	島崎紘一	○
	4	岡田邦敏	○	10	堀口博志	○
	5	木暮弘元	○	11	岡田武二	○
	6	岩崎正春	○	12	佐藤公夫	○
会議録署名議員	6番	岩崎正春	7番	佐藤博		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井収		書記	佐藤里奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		福祉課長	岡野宏巳	
	教 育 長	茂 木 学		保健課長	永井邦佳	
	総務課長	岡野均		農林課長	東間克敏	
	企画課長	竹内誠		商工観光課長	佐藤圭司	
	住民税務課長	猪野ともえ		建設水道課長	佐藤正明	
	会計課長	柴田悦子		教育課長	林 通 典	

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第74号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 4 第75号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 5 第76号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第77号議案 下仁田町生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第78号議案 令和元年度町道4333号（目明石）線道路改良工事請負契約の変更について

会 議 の 経 過

開 会 令和2年11月30日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 おはようございます。

議員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回下仁田町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、町長におかれましては、先ほどの選挙におきまして、無投票当選ということで大変おめでとうございます。これからも、目的達成のために健康に留意してご活用されることをご祈念申し上げます。

○議長 島崎紘一 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番 岩崎正春君と、7番 佐藤博君を指名いたします。

○議長 島崎紘一 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日に決定いたしました。

○議長 島崎紘一 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。

町長

(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆様、おはようございます。

令和 2 年第 3 回臨時会の開会に当たり、ご指名をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、今月に入り 2 回目の臨時会ということでご参集いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 28 年に町長就任以降、本日の臨時会が現在の任期中最後の議会となります。議員各位におかれましては、これまでの間、大所高所より建設的なご意見、ご提案を賜り、改めまして感謝申し上げます。

さて、本臨時会には、第 75 議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例、さらに、第 76 号議案では、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る議案の審議を賜るものです。これら 2 つの議案は、新型コロナウイルス感染拡大など、国内経済の悪化に端を発した国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に伴い、期末手当の引下げについてご承認をいただきたいとするものです。

さらに、第 77 号議案として、下仁田町生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご提案申し上げます。

また、第 78 号議案として、令和元年度町道 4333 号（目明石）線道路改良工事請負契約の変更についてご承認いただきたいとするものであります。

詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和 2 年第 3 回臨時会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

なお、引き続きまして、302 委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 04 分

再 開 午前 10 時 21 分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 日程第3、議案第74号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長

(岩井収議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 岩井収 命によりまして、議案書を朗読いたします。

議案第74号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年11月30日。

下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志。

賛成者 同 岡田邦敏、岩崎正春、佐藤博、千野榮治、岡田武二。

別紙をご覧ください。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第1条 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「12月に支給する場合には100分の225.0」を「12月に支給する場合には100分の220.0」に改める。

第2条 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の225.0」を「6月に支給する場合には100分の222.5」に、「12月に支給する場合には100分の220.0」を「12月に支給する場合には100分の222.5」に改める。

附則。

(施行期日)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提出の理由は、地方公務員の給与改定に伴い、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第75号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第75号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第75号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第1条 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則。

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第75号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。
よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第76号議案 下仁田町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第76号議案を朗読し、ご提案、ご説明申
し上げます。

第76号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきました
ので、省略させていただきます。

附則。

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が
月の初日であるときは、その日）から施行し、第2条の規定は令和3年4月
1日から施行する。

令和2年11月30日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第76号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。
よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第77号議案 下仁田町生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を農林課長に求めます。
農林課長
(東間克敏農林課長 登壇)

○農林課長 東間克敏 命によりまして、第77号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第77号議案 下仁田町生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「小坂生活改善センター」及び「下仁田町大字東野牧2300番地の5」を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年11月30日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第77号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 举手全員です。

よって、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第 7、第 78 号議案 令和元年度町道 4333 号（目明石）線道路改良工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

（佐藤正明建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第 78 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 78 号議案 令和元年度町道 4333 号（目明石）線道路改良工事請負契約の変更について。

令和元年 9 月 13 日第 55 号議案で議会の議決を経た、令和元年度町道 4333 号（目明石）線道路改良工事請負契約について、下記のとおり請負契約に変更を生じたため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

以下につきましては、さきの議会全員協議会で説明いたしましたので、省略いたします。

令和 2 年 11 月 30 日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 78 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

（举手全員）

○議長 島崎紘一 举手全員です。

よって、第 78 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 以上で本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理については、議長に一任願います。

これをもちまして令和2年第3回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

令和2年11月30日 午前10時35分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 島 崎 紘 一

署名議員 岩 崎 正 春

署名議員 佐 藤 博